

**女性支援における一時保護・入所施設利用の阻害要因に関する分析****―市町村の相談担当者等へのヒアリング調査結果より―**

○ 大阪府立大学地域保健学域教育福祉学類 山中 京子 (会員番号 4129)

岩本 華子 (大阪府立大学客員研究員・6144)、増井 香名子 (大阪府立大学客員研究員・会員番号 7166)

キーワード：女性支援 一時保護・施設入所 利用者の減少

**1. 研究目的**

女性が抱える社会的問題として過去から現在に至るまで広く認識されている事柄に、女性（特に近年では母子家庭）の貧困、男性パートナーから女性パートナーに対するパートナー間暴力（以下 DV と略記）、性暴力などがある。これらの問題のために人の生活の最も基盤と考えられる安心していられる居所を失うという状況に直面している女性へのセーフティネットの一つとして一時保護や入所施設（売春防止法、DV 法などによる）がある。大阪府によれば（2017）、府の配偶者暴力支援センター（女性相談センター、子ども家庭センター）で対応した女性に対する相談件数と上記の府機関および市区町村（配偶者暴力支援センターを含む）が対応した DV 相談の件数は、2011 年から現在まで一貫して増加傾向にある。しかし、その一方で女性へのセーフティネットの一つとして期待される婦人相談所の一時保護や婦人保護施設の入所施設への入所数は 2014 年より現在まで減少傾向にある。女性を巡る問題が解消していると思えない状況においてなぜ一時保護や入所施設の利用は減少しているのか。本研究は婦人相談所の一時保護や婦人保護施設の利用の阻害要因を明らかにし、今後の女性支援のあり方に示唆を得ることを目的に実施した。

**2. 研究の視点および方法**

大阪府内 11 市を抽出し各市の女性相談、生活保護、母子保護の窓口担当者に対し、調査対象者に対して研究者 2 名がヒアリング調査を実施した。実施期間は 2017 年 10 月 6 日～11 月 27 日である。ヒアリング内容は①相談業務全般、②一時保護、③施設入所、④連携、⑤女性施設全般、に関する経験、認識、意見である。聞き取った内容をその場で研究者 1 名が PC 入力し、許諾を得られた場合には録音し、その録音記録でも確認して文書データを作成し、その内容について利用を阻害する要因に焦点づけて質的に分析した。なお本研究は 2017 度実施した「大阪府女性保護支援に係る調査」として大阪府福祉部子ども室家庭支援課と共同で実施したもの的一部分である。

**3. 倫理的配慮**

データの利用及び公表に関して大阪府福祉部子ども室家庭支援課の同意を得た。調査対象者にはヒアリングに先立ち、調査の目的、具体的方法、PC 入力・録音の許諾、調査結果の公表の方法、調査対象者および所属する市が特定される可能性がある情報はすべて匿名化し分析・公表すること、また答えたくない質問は答えなくてもよいことなどを説明し、その上で調査への同意を口頭でとった。PC 入力記録および録音記録の保管は漏洩がないよ

う厳重に行った。

#### 4. 研究結果

調査対象者は合計 42 名であり、その内訳は、女性相談窓口担当者 9 人、生活保護窓口担当者 14 名、母子保護窓口担当者 13 名、婦人相談員 6 名であった。質的分析より、利用の阻害要因として (1) 利用者の要因、(2) 市町村の要因、(3) 施設の要因、(4) 女性相談センターの要因 の 4 要因が抽出された。(1) 利用者の要因として、①今までの生活と比較しての施設環境の受け入れにくさ（共同生活、生活への制約など）、②住み慣れた地域を離れ、社会資源を失うことへの不安・おそれ、③子どもの環境変化への抵抗感、④加害者との離別への迷いと決め難さ、⑤安全と日常生活の維持の軽重の判断しがたさ、⑥今後の生活への自信のなさ、不確かさが分析された。(2) 市町村の要因として、①「なるべく遠くが安全」との考え方（戻らない覚悟など）、②「身の安全が優先」という考え方、③DV に対する基本的認識の課題、④措置権を持つ窓口の判断と権限の課題（生活保護、母子生活支援施設入所など）、⑤しくみとしての連携の課題（障がい、高齢などの庁内連携など）、⑥人と人のつながりとしての連携の課題、⑦相談の力量（研修やSV体制のなさなど）、⑧常勤と非常勤の課題、⑨予算の課題が分析された。(3) 施設の要因として、①入所要件の厳格さ、②多重課題を抱える人への対応への「拒否感」、③多様な生活ニーズを持つ人へのケアの対応に関する課題、④自立生活に向けての相談の力量（施設間の格差）、⑤財政的な条件の課題、⑥施設の物理的環境、⑦中間施設のなさ、⑧施設の見にくさが分析された。(4) 婦人相談所（広域自治体）の要因として、①多重課題を抱える人への措置への考え方（治療薬の所持、集団生活、障がい、妊婦など）②DV 法以外の高齢者虐待、障がい者虐待などとの支援の棲み分けと連携の考え方の要統一、③一時保護への条件の「厳格さ」（生活保護との事前調整、先の見通しの求めなど）④ケースワーカーによる対応と判断のばらつき、⑤入所中のケースワークの課題、⑥絶対的な予算不足などが分析された。

#### 5. 考察

上記 4 要因が相互に関連しあいながら、利用を阻害していることが考察された。利用を促進するためには、市町村における一時保護の考え方の柔軟化・多様化、施設における入所条件の厳格化を結果的に生み出している人的環境の量的・質的改善、女性相談センターにおける一時保護への条件の「厳格さ」の一つの背景となっている一時保護・入所における利用者の安全への考え方の再検討やもう一つの背景である保護後の生活を視野にいたれた実効あるケースワークを可能にする市町村の連携・協働体制の構築などが求められている。また、特に多重課題を抱える人あるいは障がい者や高齢者では、女性という視点からの支援を目指すならば、今後はどのような条件や立場であれ必要な女性にセーフティネットが準備されるようマクロ（法律間での役割分担や連携・協働の合意形成）、メゾ（多機関・施設間、庁内の各部署間での効果的連携・協働の構築）、ミクロ（専門職、相談窓口の相談・対応・支援力量の向上）レベルで課題解決を図る必要があることが示唆された。